

令和6年度鶴岡市冬季観光バス旅行商品造成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月27日

鶴岡市長 皆川 治

令和6年度鶴岡市冬季観光バス旅行商品造成事業補助金交付要綱

1 目的及び交付

市長は、冬季の観光誘客を促進するため、本市へのバス旅行商品を新たに造成し、募集し、及び催行する旅行会社に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けている旅行事業者等とする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当する旅行商品を実施するものとする。

- (1) 令和6年12月1日から令和7年3月23日までの期間に催行されること。
- (2) 旅行期間通算で150キロメートル以上の行程であること。
- (3) 市内で旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて宿泊業を営む宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (4) 市内の観光施設を1か所以上訪問すること。
- (5) 市内を最初に運行する借上げバス1台当たり10名以上の利用があること。
- (6) 令和6年10月1日以後に募集が開始されること。

4 除外

前項の規定にかかわらず、他の補助金を受けている場合は、補助の対象としない。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要するものとする。

6 補助金の額

補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) バスの発着地が全て山形県内の場合 当該旅行商品で市内を最初に運行するバスの台数に5万円（1台当たりの乗車人数が10名以上15名未満の場合にあっては、2万5,000円）を乗じて得た額
- (2) バスの発着地のいずれかが山形県外の場合 当該旅行商品で市内を最初に運行するバスの台数に10万円（1台当たりの乗車人数が10名以上15名未満の場合にあっては、5万円）を乗じて得た額

7 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、交付申請書兼旅行商品造成届（様式第1号）とする。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書及び収支予

算書の添付を省略することができる。

8 交付決定前の着手

申請者は、交付決定前に募集を開始する必要がある場合は、交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

9 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

10 実績報告

実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は令和7年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、旅行商品実績報告書（様式第3号）とする。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書及び収支計算書の添付を省略することができる。

11 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和11年度の末日までとする。

12 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月27日から施行する